

ギャラリー運営要項

1. 名称

ギャラリーの名称は「吉備路ギャラリー」と称する。

2. 運営団体

吉備路もてなしの館とする。

3. 運営方針

「総社市吉備路もてなしの館」条例の第一条に定められている吉備路もてなしの館の目的に沿って運営する。

4. 事業

吉備路ギャラリーは目的達成のため次の事業を行う。

(1) 人々が憩い、交流することができる展示

(2) その他、目的達成に必要な事業

目的達成の為、必要な場合は運営団体との併設使用、もしくは運営団体の単独使用とすることもある。

5. 営業時間及び定休日

営業時間は原則として下記の通りとする。

午前10時から午後5時まで

但し、イベント等により営業時間を変更する場合もある。

定休日は、毎週火曜日とする。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、開館する場合がある。また、臨時休業として休館日を設ける時は使用開始日の一ヶ月前までに連絡することとする。

6. 使用申込み方法、手順

申込みは2ヶ月単位とし、一団体、一テーマのみで対象期間に一度の使用申込みを受付ける。

申込み受付は偶数月の20日から月末まで（例：4月20日～4月31日）

申込み当月の2ヶ月、3ヶ月後の使用を受付ける（例：6月、7月の使用）

申込みは吉備路もてなしの館にある申込書またはWEB申込書に必要事項を記入し、申し込む。

申込み締切り後、(株)UMAIZEで、選定基準に基づき選定し、申込者に申込み翌月の20日までに連絡することとする。

7. 使用期間

6日間とし、原則として水曜日から次週の月曜日までの6日間とする。

ただし、祝日による開館又は臨時休業日がある場合は、事前に連絡するものとする。

8. 使用料

展示ギャラリー使用料は、諸経費として1開催につき 9,000 円（総社市在住又は総社市に店舗を構える者は 6,000 円）、開催初日に納入するものとする。ただし、臨時休業日がある場合は、1日あたり 1,500 円（総社市在住又は総社市に店舗を構える者は 1,000 円）を減額するものとする。

使用者が展示品を販売する場合は、運営団体に毎日売上金を申告し売上金の10%を納付するものとする。

9. 展示品の管理

展示期間中は、展示者で管理することとし、展示品の紛失、破損などについては運営団体に責はないものとする。

10. 使用のルール

展示ギャラリーの使用については、以下のルールを遵守すること。

- (1) 搬入、搬出時において、車両からの物品等の積み下ろしは、もてなしの館建物自動販売機前で行うこと。
- (2) ギャラリー使用者及びその関係者は、ギャラリースペースと物販スペースでの飲食は禁止とする。
- (3) ギャラリー内のスタッフの人数は、3名以内とする。

11. 使用の制限

展示ギャラリーの使用が次に該当するときは、許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあるとき。
- (3) 施設、設備を損傷し、あるいは滅失するおそれがあるとき。
- (4) その他管理上支障があると認められるとき。

12. 使用の取消し

次に該当するときは、使用を中止することができる。

- (1) 10. 使用のルールに反する行為を行ったとき。
- (2) 管理者の指示に違反したとき。
- (3) その他、管理運営上支障があると認められたとき。

この場合、使用者に損害が生じることがあっても、運営団体はその責めを負わない。

使用者は、その責めに帰すべき理由により施設、もしくは設備を損傷し、又は滅失したときは、これを現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

1 3. 暴力団等反社会的勢力の排除

- (1) 申込者は、吉備路もてなしの館に対し、申込時において、申込者(申込者が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。)が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- (2) 申込者は、吉備路もてなしの館が暴力団等反社会的勢力の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

1 4. 展示の解除等

- (1) 吉備路もてなしの館は、申込者が暴力団等反社会的勢力に属すると判断した場合、催告をすることなく、申込の拒絶または展示中止をすることができる。
- (2) 吉備路もてなしの館が、申込の拒絶または展示中止をした場合には、吉備路もてなしの館はこれによる申込者の損害を賠償する責を負わない。

(附 則)

この要項は、令和4年8月1日から施行する。